

公共施設使用料の改定案について

令和7年8月改訂の「公共施設使用料設定にあたっての基本方針」に基づき、令和10年1月に公共施設使用料の改定を行う予定であることから、使用料の改定案等について報告する。

1 対象施設 ※●は指定管理者導入施設。改定を想定していない施設は記載を省略している。

総務常任委員会

協創推進室	コミュニティセンター●、コミュニティ会館、地区市民ホール
経済観光課	消費生活センター

健康福祉常任委員会

福祉総務課	二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ（総合福祉センター）●
-------	-----------------------------

生活環境常任委員会

平和・人権課	TAMA 女性センター
公園緑地課	公園内有料施設（みどりの家、農家風休憩施設）
資源循環推進課	資源化センター

子ども教育常任委員会

文化・生涯学習推進課	市民活動・交流センター●
スポーツ振興課	総合体育館、武道館、陸上競技場、温水プール、温水プール駐車場、屋外スポーツ施設（野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場） ※すべて●
教育振興課	八ヶ岳少年自然の家●、学校開放、旧多摩聖蹟記念館、古民家（旧加藤家）
公民館	永山公民館、関戸公民館
図書館	中央図書館、関戸図書館

※ 総合体育館第2スポーツホール、八ヶ岳少年自然の家、学校開放は、令和9年4月の使用料改定を予定している。また、パルテノン多摩は令和9年度に指定管理者の更新を控えていることから当該スケジュールに併せて使用料の見直し・改定を行う。

2 改定案について

別紙のとおり

3 使用料改定に関するスケジュール

令和7年度	3月	市議会各常任委員会協議会に使用料改定の方向性を報告
令和8年度	～5月	関係団体・附属期間等へ事前説明・意見聴取
		利用者へ使用料改定を行うことを周知（HP・掲示物等）
	5月	行革本部会議で使用料（最終案）を決定
	6月	市議会各常任委員会協議会に使用料（最終案）を報告
	8月	市最終案を決定
	9月	市議会へ条例改正案を提案
	10月	利用者への周知開始
令和9年度	7月	改定使用料で予約開始（予約開始時期は施設により異なる）
	1月	条例施行・改定使用料の適用開始